

m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	返 赤
配架番号	3 A
	14
	49-3

和

機

昭和十七年機第17829號

接受	昭和十七年十一月二十五日	接受ヨリ	日
起案	昭和十七年十一月二十五日	起案マデ	日
		ノ日數	
			施行
			決判
			八月三十日

主任

機政課長

機械局長

金業局長

總務局長

審議室

文書課長

次官

重要機械製造再業法第二條ノ許可ニ關スル件

洋紙回漕用紙

日本標準規格 B5 (182x257mm)

三菱電機株式会社ヨリ重要機製造事業法第二條ノ規定ニ依リ別紙ニ
通名古金製作所ニ於ケル運搬機製造事業ノ許可申請有之タ
ルヲ以テ別紙要領ニ依リ慎重審議シタル結果許可相成支障無之モ
ト認メラルルニ付左案ヲ以テ許可相成可然哉
仰高裁

指 令 案

直接交付

商工省指令ニシテ機第一八二九號

東多布野野子丸ノ以テ目四番地
三菱電機株式会社
取締役社長 宮崎 駒吉

昭和十七年八月 日附申請ニ係ル名古金製作所ニ於ケル
運搬機製造事業ヲ営ムノ件許可ス俾シ左記ヲ通心得トシ

年 一八三〇日

商 工 大 臣 名

許可申請書ニ記載シタル主要事項ヲ變更セシメタルトキハ許可ヲ受
ケル



